

村上市監査委員公表第2号

令和3年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和4年2月10日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和3年度 村上市定期監査結果報告書

1 監査の期間

自 令和3年12月15日
至 令和4年 2月10日

2 監査の監査期日及び対象課局

1月 5日	<ul style="list-style-type: none">・選挙管理委員会事務局・山北支所・保健医療課・総務課・企画財政課
1月12日	<ul style="list-style-type: none">・都市計画課・福祉課・自治振興課・市民課・介護高齢課
1月18日	<ul style="list-style-type: none">・建設課・学校教育課・農林水産課・観光課・地域経済振興課
1月24日	<ul style="list-style-type: none">・税務課・こども課・環境課・議会事務局・農業委員会事務局
1月28日	<ul style="list-style-type: none">・朝日支所地域振興課・会計課・上下水道課・生涯学習課・消防本部

- 3 監査の講評期日 令和4年2月10日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び第1委員会室、第2委員会室
第4会議室
- 5 監査の対象とした業務期間
令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

6 監査の方法

各課から事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務を抽出し、所管課に求めた関係書類を基に、事務事業の執行状況や財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかを聴取等により監査を実施した。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の収入未済の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から、抽出した事項に関してその支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理に関する事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・収納委託状況について

7 監査の結果

(1) 共通事項

① 主要施策事業について

各課提出の主要な事業9件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

都市計画課の「市道安善寺線・安泰寺線測量業務委託及び同路線電線共同溝予備設計業務委託」は、「村上市歴史的風致維持向上計画」で推進する無電柱化に向けた事業の一環である。電線等を撤去し無電柱化を図ることにより、歴史的な町並み景観が改善され、地域の活性化が期待される。地元住民や関係事業者との合意形成を円滑に図りながら事業を進めていただきたい。

こども課では、子どもの貧困対策推進のために取り組むべき課題や実効性のある施策の方向性等を定めることを目的とした、「村上市子どもの貧困対策計画策定のための実態調査業務委託」を実施していた。調査結果を踏まえて、着実に子どもの貧困対策計画の策定に取り組んでいただきたい。

② 収入事務について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育料入園者負担金、ごみ処理手数料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査をした。

今年度も、新型コロナウイルス感染症対策のため、訪問徴収が困難な状況であったが、各課においては状況に応じた対応を行っていた。

なお、各課の監査結果は個別事項として記載した。

③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めているところであるが、支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどがまだ見受けられるので、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係44件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり概ね処理されていた。

⑤ 指定管理者制度について

笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場について監査対象とし、関係書類を監査した。

笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場は、株式会社笹川流れ観光開発が指定管理者となっている。

行政から民間に運営が移管され、多様な自主事業が実施されていた。協定書締結等の事務処理は、適正に処理されていた。

⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行い、適正に管理されていることを確認した。

今後も適切な管理を行い、不測の事故が生じないよう十分留意されたい。

(2) 個別事項

【税務課】

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税の現年度分収納率は、76.53%であり、新たな滞納者を出さない方針のもと、適切に未納者に対して文書催告等を行っていた。

また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分収納率は前年度同期と比較して低下している。なお、市税、介護保険料の滞納繰越分収納率は前年度同期と比較して上昇している。

今後とも、新潟県地方税徴収機構と連携し、職員のスキルアップを図り、滞納整理に努められたい。

【環境課】

○ごみ処理手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料の収納率については、現年度分が91.7%であり、滞納者に対しては電話及び催告書を発行している。

し尿処理手数料の収納率については、現年度分が96.6%、滞納繰越分は48.7%であり、滞納繰越分の対応については、電話及び文書での催告のほか訪問し徴収を行っていた。

【こども課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について
現年度分収納率については、保育園入園者負担金は 99.47%、学童保育利用料は 99.43%であり、滞納繰越分収納率は保育園入園者負担金が 10.53%、学童保育利用料が 3.28%である。

滞納者に対しては、滞納整理方針に基づいた取組がされるよう課内で連携し、今後も滞納整理に努めていただきたい。

【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について

今後も未納者の状況を常に把握しながら、収納に取り組んでいただきたい。

【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について

収納率について、現年度分は 95.01%、滞納繰越分が 7.04%である。

滞納者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、督促及び催告等を行い、引き続き収納対策に努めていただきたい。

【上下水道課】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料・下水道（下水）使用料・集落排水処理施設（集排）使用料の収入未済額と対応について

現年度分収納率は、上水 97.70%、簡水 86.80%、下水 86.23%、集排 86.47%であり、また、滞納繰越分収納率については、上水 77.53%、簡水 94.94%、下水 90.17%、集排 99.26%となっている。

今後も滞納繰越額の縮減に向け、滞納整理に努めていただきたい。

○下水道負担金及び集落排水事業分担金の収入未済額と対応について

下水道負担金の収納率は、現年度分が 61.36%で、滞納繰越分は 14.90%である。

集落排水事業分担金については、既に現年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は、12.17%となっている。

引き続き、早期収納に努めていただきたい。

【学校教育課】

○奨学金貸付金の収入未済額と対応について

滞納繰越分収納率は前年度と比較して上昇している。また、収入未済額も前年度と比較して減少している。

償還が遅れている者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、電話及び文書での督促を行っている。今後も適正に収納されるよう引き続き努めていただきたい。